

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 1 月 30 日

東京都知事 殿



申請者 〒203-0042

住 所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号

氏 名 有限会社 山下商事

代表取締役 山下 雅章

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 042-473-3761

担当者名 行政書士 國井 和夫

電話番号 0466-45-8489

FAX番号 0466-45-8489

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの混合物（廃家電機器（特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。）に限る。） 圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質プラスチック類に限る。）、紙くず、繊維くず（以上3種類）
事務所及び事業場の所在地	事務所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号 電話番号 042-473-3761 事業場 東京都東久留米市八幡町一丁目5番8号 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	「事業計画の概要」のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	事業計画書のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	事業計画書のとおり
担当者及び連絡先TEL/FAX	行政書士 國井和夫 TEL・FAX 0466-45-8489
※ 事 務 処 理 欄	